

令和6年度 農地法関係・旧経営基盤強化促進法 に基づく利用権設定等の申請期間

新地町農業委員会

| 農地法・旧経営基盤強化促進法関係の申請期間 | 農地法 第3条 可否の予定 | 農地法 第4・5条 可否の予定 |
|-------------------------|---------------------|-----------------------|
| 令和6年4月22日(月)～4月30日(火) | 5月下旬 | 6月中旬 |
| 令和6年5月20日(月)～5月31日(金) | 6月下旬 | 7月中旬 |
| 令和6年7月22日(月)～7月31日(水) | 8月下旬 | 9月中旬 |
| 令和6年8月20日(火)～8月30日(金) | 9月下旬 | 10月中旬 |
| 令和6年9月20日(金)～9月30日(月) | 10月下旬 | 11月中旬 |
| 令和6年10月21日(月)～10月31日(木) | 11月下旬 | 12月中旬 |
| 令和6年11月20日(水)～11月29日(金) | 12月下旬 | 1月中旬 |
| 令和6年12月20日(金)～12月27日(金) | 1月下旬 | 2月中旬 |
| 令和7年1月20日(月)～1月31日(金) | 2月下旬 | 3月中旬 |
| 令和7年2月20日(木)～2月28日(金) | 3月下旬 | 4月中旬 |
| 令和7年3月21日(金)～3月31日(月) | 4月下旬 | 5月中旬 |

※申請書類の提出は書類締切日の午後5時までをお願いします。

※申請書類に不備があり、補正されない場合は、申請は「保留」となりますので、ご留意願います。

※申請期間及び可否の日程は、申請内容等より変動することがありますので、あらかじめご了承下さい。

※6月は、農地法・旧農業経営基盤強化促進法関係の申請期間を設けておりませんので、ご注意下さい。

※お問い合わせ：新地町農業委員会事務局 ☎0244-62-2195